

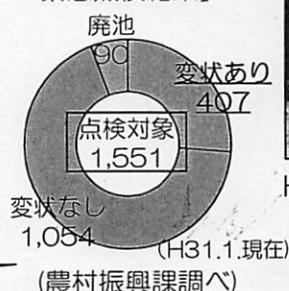
滋賀県ため池中長期整備計画について

【現状と課題】

- これまで大規模な被害を受けることがなかった本県でも、近年、集中豪雨によりため池が決壊するなど自然災害リスクが増大
- 平成30年に実施した「ため池緊急点検」では、約3割(407/1,551箇所)のため池で変状が確認されるなど老朽化の進行が判明

- 平成29年台風21号豪雨で堤体が決壊し下流家屋が被災
- 農村地域の防災・減災力の一層の強化が喫緊の課題
- 防災減災対策の計画的な推進が不可欠

【平成30年ため池緊急点検結果】



H29台風21号による
ため池の決壊

滋賀県ため池中長期整備計画

(H31.3策定)

策定主体: 滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会

○ 基本理念 農村地域の暮らしの安全・安心の確保

～ソフト対策とハード対策を組み合わせ、関係者が一体となった総合的な防災・減災対策の推進～

○ 対象とするため池

決壊した場合に人命や家屋、公共施設等に大きな影響を与える「重要水防ため池」

○ 対策概要

- ◆ 防災対策: 地震・豪雨に備えた堤体等の「改修・補強対策」や利用されていない「ため池の廃止」など
- ◆ 減災対策: 「ハザードマップの作成・公表」や緊急時等の「情報連絡体制の整備」など
- ◆ 保全・管理対策: 「適正な保全管理」や防災力の向上に向けた「監視体制の整備」など

今後10箇年で対策を講じるため池

前期(R1～R3)	中期(R4～R6)	後期(R7～R10)
127 箇所	19 箇所	11 箇所



【ため池堤体改修工事】



【ハザードマップ作成】

作成中における状況の変化

- ①国からため池対策の進め方が提示⇒新たな選定基準による重要水防ため池の再選定
 - ②ため池新法が制定⇒関係機関等の役割の明確化と管理体制の強化
- 上記の動向を踏まえ、新たに選定する重要水防ため池に係るソフト・ハード対策の実施や新法に基づく管理体制強化など計画の見直しと充実を図る必要

①国の「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」(H30年11月13日)

- ◆ 国の基準に基づき重要水防ため池の再選定
- ◆ 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策
(ため池マップ・浸水想定区域図・ハザードマップの作成・公表、緊急連絡体制の整理)
- ◆ 緊急時の対応に必要な情報収集・監視体制の強化
(ため池データベースの充実、監視体制の整備 等)

②「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」

(R元年7月1日施行)

- ◆ 所有者等による県への届出を義務付け
- ◆ 所有者等による適正管理の努力義務
- ◆ 県による「特定農業用ため池」の指定
・形状変更行為の制限、県による防災工事の施行命令など
・市町によるハザードマップの作成・周知など
- ◆ 罰則規定

滋賀県ため池中長期整備計画の充実(見直し)

(R2.3予定)

ため池所有者等、市町、県土連、県等関係者が一体となった総合的な防災・減災対策を推進

- 【今後のスケジュール】 R元年 6月 現計画概要を常任委員会へ報告
8月 ため池新法との整合を図りつつ、計画内容見直し内容の検討を開始
12月 推進協議会(幹事会)で中長期整備計画(変更)(案)を策定 ⇒ 常任委員会に中間報告
R2年 3月 推進協議会で中長期整備計画(変更)を策定
5月 常任委員会へ報告